

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	第6回 豊島区保健福祉審議会	
事務局(担当課)	保健福祉部 福祉総務課	
開催日時	令和3年11月1日(月) 18時30分～20時28分	
開催場所	豊島区役所本庁舎 5階 510会議室	
議 題	1. 開会 2. 議事 (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について (3) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について (4) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例(案)及び 豊島区成年後見制度利用促進基本計画(案)の答申について (5) 豊島区地域保健福祉計画の進捗管理について (6) 次期豊島区保健福祉審議会への申し送り事項の検討について 3. その他	
公開の 可否	会 議	公 開
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	天貝勝己、荒砥悦子、磯崎たか子、植原昭治、奥島正信、神山裕美、近藤友克、里中郁男、澤田健、島村高彦、高草木章、田中英樹、田中真理子、寺田晃弘、外山克己、中島修、根岸幸子、幅野裕敬、平井貴志、宮崎牧子、村上宇一、山縣然太郎、横田勇、渡辺くみ子(敬称略)
	幹 事	福祉総務課長(事務局)、自立促進担当課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域相談支援課長 社会福祉協議会地域福祉推進課長 社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室長
	事 務 局	福祉総務課計画係長、福祉総務課主事(計画)

<開 会>

会 長： ただいまから第6回豊島区保健福祉審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインと対面を組み合わせた形で行います。

オンラインで発言する際の注意事項ですが、マイクをオン、ミュートを解除し、挙手をし、名乗っていただいたうえで、発言をお願いします。また、発言が終わりましたら、必ずマイクをオフ、ミュートにするようお願いいたします。

会議室にいらっしゃる委員の方が発言する際は、事務局へお声がけください。事務局がマイクを渡しますので、名乗っていただいたうえでご発言をお願いします。

なお、本日は案件が多いため、運営にご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

それでは、はじめに、副区長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

副区長： 皆様、今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

会長をはじめ委員の皆様には、日頃より豊島区政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。皆様へのご挨拶がこのように遅くなりまして、お詫びを申し上げますとともに、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

特に、昨年度来の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、本日もご出席をいただいておりますが、医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方をはじめ、多くの地域の皆様にも多大なるご尽力、ご協力を頂戴いたしました。重ねて感謝を申し上げたいと思っております。

本区の保健福祉行政ですけれども、皆様方のご協力の下、社協や地域包括支援センターとの連携、また、庁内におきましても、高齢、障害、子ども、分野横断で取り組んでいるところでございます。

特に、コロナ禍におきましては、ますます保健福祉部門の重要性が高まっております。そうした分野横断の連携、また、行政だけではなくて、地域や関係者の皆様との連携というのが、一層重要になっているなど切に思っております。引き続き、どうぞご協力をよろしくお願いいたしたいと存じます。

では、本日はよろしくお願いいたいたします。

会 長： 次に、事務局より、配付資料について、お願いします。

事務局： (配付資料の説明)

会 長： 次に本日の欠席者について、事務局よりお願いします。

事務局： 本日は、佐野委員、塚田委員が欠席でございます。

また、区の幹事ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件に関わる管理職のみ出席しております。

ご質問によりましては、後日の回答とさせていただきますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長： 次に、本日の傍聴者について、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日、傍聴者はおりませんでした。

会 長： 次に、第5回審議会の会議録について、事務局よりお願いします。

事務局： 資料1、第5回審議会会議録をご覧ください。

こちらは、第1回の審議会において、速やかな会議録公開のため、会長の確認後、区のホー

ムページで公開することについて、ご了承いただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、内容をご確認の上、修正等がございましたら、いつでも構いませんので、事務局までお知らせください。公開している会議録の差し替え等の対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長： 議事に入る前に、本日の流れについて、事務局より説明があります。

事務局： それでは、本日の流れについて、事務局よりご説明申し上げます。

本日は、これまでご検討をいただきまいました、成年後見の条例案及び計画案の答申が
ございます。

また、案件も多く、時間の関係もございますので、議題（１）から（３）まで、説明を３件
一括で行わせていただければと存じます。

条例素案及び計画素案について、委員の皆様よりご了承をいただければ、議題の（４）の答
申に入らせていただきます。

答申に当たって、区側から副区長が出席しております。答申後、副区長より皆様にご挨拶を
させていただきますが、副区長はその後、別の公務を控えているため、退席いたします。

また、答申後、本日の主要議題でございます（５）計画の進捗管理、（６）次期審議会への
申し送り事項の検討を行いますので、運営にご協力をいただければと存じます。

なお、成年後見の計画書に、審議会の検討風景や答申の様子を掲載する予定のため、事務局
職員が写真撮影を行いますので、あらかじめご了承願います。

事務局からは、以上でございます。

会 長： 本日の流れについては、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

（一同、承諾）

会 長： それでは、そのように進めさせていただきます。

<議事>

（１）パブリックコメントの結果報告について

（２）豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

（３）豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

会 長： それでは、議事に入ります。

（１）パブリックコメントの結果報告について、（２）豊島区成年後見制度の利用の促進に
関する条例について、（３）豊島区成年後見制度利用促進基本計画について、３件一括して事
務局より説明をお願いします。

事務局： （資料２～５の説明）

会 長： 説明が終わりました。

ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

委 員： 資料３の条例について、今度の区民厚生委員会で提案されるということですが、内容が大変
難しいと感じています。これは、実施していく中で、いろいろと検討がされるという認識でよ
ろしいのでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり、このまま条例を区民の方にお出するのは、なかなか難しいところがござ
いますので、今後、もう少しかみ砕いた形で、パンフレット等も作成しながら、周知を図って
いきたいと考えております。

委員： 条例を変更するのはなかなか難しいと思います。表現上で理解するのと、実践するのとでは違いますので、そこら辺は慎重に審査をしながら実施できればいいなと思っています。

最後ですが、一つだけ質問があります。第4条の区の責務というところですが、この文章がなかなか分かりにくいというのが率直な印象です。「国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とありますが、具体的に区の責務とは何か、ご説明をお願いします。

福祉総務課計画係長： 区の責務ですが、こちらは、法律で規定されている地方公共団体の責務というところをベースに条文をつくっております。区が行う施策に関して、国の基本計画との連携を図りつつ、しかし、豊島区の地域特性もございまして、そういった地域の実情を踏まえて施策を実施する責務を有するというを明記したものでございます。

委員： 要するに、区民には、地域の特性を踏まえて、実践しながら示していくという認識でよろしいですね。分かりました。

会長： 他にご意見はございますか。

委員： 中核機関は区とイコールだと考えてよろしいのでしょうか。

福祉総務課計画係長： 中核機関については、区とイコールという形になります。その中で区が直接、責任を持って行う部分と、これまで社協が行ってきた、専門性や実績を生かせる部分は委託すると、そういうような形で考えております。

委員： つまり、区の直営の部分と、社会福祉協議会としては、いわゆる後見関連事業者という部分があるという、そのような解釈でよろしいでしょうか。

福祉総務課計画係長： 法人後見といった社協の自主事業、もしくは東社協からの受託事業については、区の事業ではありませんので、中核機関が行う業務からは外れますが、そうした事業とも連携を図りながら進めていくこととなります。

委員： 条例第5条（関係者の努力）にある、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者という位置づけでよろしいのでしょうか。

福祉総務課計画係長： おっしゃるとおりでございます。

委員： 了解しました。

会長： 他にいかがでしょうか。

委員： この条例では、住所を有する人を「区民」と定義しているとご説明いただきましたが、豊島区自治の推進に関する基本条例では、住所を有する人は「住民」と定義しています。それはつまり、いろいろな条例でその都度定義すれば、区民の定義は変わっても構わないという理解でよろしいのでしょうか。

福祉総務課計画係長： 当初、事務局としましては、豊島区自治の推進に関する基本条例に定めておりますように、区に住所を有する人のほか、区内で働く人、もしくは学ぶ人という定義としてはいかがかと考えていたところではございます。しかし、先ほど、福祉総務課長が説明しましたとおり、区民後見人の養成の観点からいいますと、豊島区に住所を有することを要件としていたり、実際に、その被後見人、対象となる方を、後見人の方が地域で見守るという役割などもある観点からしますと、この条例上においては、区民の定義を、住所を有する者と限定的な表現にさせていただいております。しかし、例えば、第6条の区民の理解と協力というところの区民については、住所を有する者だけに限定しておりませんので、在住・在学・在勤の方も含めて、ここは区としても広く周知活動は行っていくものと考えております。

委員：住所を有する人に区民後見人になってもらいたいという意味合いについては、異論ありません。私が聞いたかったのは、いろいろな条例で区民の定義を変えて良いのかということです。

事務局：意味合いはそれぞれの条例によって違いますので、条例でしっかりと定義をすれば問題ないということで、今回はこのような形で定義をさせていただいたというものでございます。

委員：分かりました。

会長：他にご意見はございますか。

ないようでしたら、この案でご了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長：もし、軽微なところで、修正意見等がございましたら、それは後日でも結構だと思いますので、事務局までよろしく願います。

それでは、ご了承いただいたということで、答申に移らせていただきます。

(4) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例(案)及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画(案)の答申について

会長：議題の(4)豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例(案)及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画(案)の答申について、これから答申に移りたいと思います。事務局、よろしいでしょうか。

事務局：それでは、これより豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例(案)及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画(案)の答申を行わせていただきます。

当審議会を代表しまして、田中英樹会長より、お願いいたします。

会長：それでは、答申文を読み上げさせていただきます。

(答申文読み上げ)

会長：よろしく願いいたします。

(答申文手交)

事務局：それでは、会長、お席へお戻りください。

ここで、副区長より、答申を受けてのご挨拶を頂戴いたします。

副区長：ただいま会長より答申を頂戴いたしました。区長に代わりまして、一言御礼を申し上げたいと存じます。委員の皆様には限られた時間の中、精力的にご議論いただき、お取りまとめいただきまして、誠にありがとうございました。

豊島区におきまして、成年後見制度の支援は、平成15年度より、社協の「サポートとしま」で行っております。高齢社会が到来いたしまして、おそらく制度を必要とする方がどんどん増えているのかなと思う中で、今の支援で十分なのか、より多くの方にお使いいただくにはどうしたらいいのか、考える必要がでてきました。また、この間、利用促進に関する法律ができて、基本計画をつくるというのがルールになった、そんな背景もございまして、今回、諮問させていただいた次第でございます。

成年後見制度利用促進専門委員会では、弁護士、司法書士といった専門職の委員の方、また地域の皆様など、総勢15名の委員の皆様にご議論を頂戴しました。基本計画だけでなく、より多くの方に、より深くご理解いただきたいという観点から、条例案につきましてもご審議を頂戴しました。重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

私どもは常々、区長より、制度や仕組みというのはつくって終わりではなくて、そこにいか

に魂を入れていくのか、そこが重要だと言われております。皆様の方でおつくりいただきました、すばらしい、本当に豊島区らしい基本計画案、条例案を大事にお預かりして、それを基に、関係部署間で連携しながら、しっかり魂を入れ、また、社協とも、今後ますます連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局： 副区長はこの後、次の公務を控えていらっしゃると思いますので、ここで答申は終わりとしたしたいと思います。

(副区長退室)

(5) 豊島区地域保健福祉計画の進捗管理について

会 長： それでは、「(5) 豊島区地域保健福祉計画の進捗管理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： (資料6-1～6-4、参考資料1～3の説明)

会 長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員： 資料6-4の2ページ目の取り組み方針⑧のところに、「重層的支援体制整備事業の検討」とあります。これは、一部自治体ではモデル化が始まっていると思いますので、私は急ぐべきだと思っているのですが、現在どのような検討を行っているのか教えてください。

それから、同じ2ページの取り組み方針⑩「地域における見守りの推進」と3ページの取り組み方針⑫「災害時要援護者等への支援体制の整備」はリンクすると思います。これは、今新しい名簿を配っているところですが、現状、ただ情報公開をしているだけになっているので、具体のものを早く計画していただきたいと思っています。今どの辺まで検討されているのか、検討内容をお聞かせください。

事務局： まず、重層的支援体制整備事業についてご説明いたします。本区では、庁舎4階の福祉フロアにおけるワンストップ相談、社協に委託をしているCSWの取組、地域包括支援センター等、いろいろところで、なるべく分野を横断して相談を受けられる、断らない相談を既に実施しているところでございます。そういう意味では、厚労省のほうからもモデル的な取組として評価していただいています。

ただ、難しいのが、財政的な支援の部分でございます。財政的な支援があつて、正式に、重層的支援体制整備事業に移行していくということになりますが、まだ厚労省から補助要綱や細かい規定が届いていない状況です。そういったところから、現在検討を行っている、という表現にさせていただきました。

続きまして、災害時の要援護者の名簿についてご説明いたします。既に民生委員・児童委員の皆様方、そして町会長をはじめ、町会の防災部長に名簿をお渡しさせていただきました。

ただ、委員ご指摘のとおり、この名簿をどのように活用すればいいのかというご質問を、町会の皆様方からも多くいただいております。まさに現在検討を深めているところでございます。町会ごとに実情が異なるということもございまして、名簿の使い方について、一律にお示しができていない状況でございます。町会の区政連絡会で説明に回らせていただいたときも、いろいろなご意見をいただきました。

名簿の利活用については、多くの町会でモデル的に行っている事例がありますので、区内だけではなく全国も含めたモデル事例を紹介するなど、なるべく早めにお知らせできるよう、た

だいま取り組んでいる状況でございます。

委員： 急いでお願いしたいと思います。

会長： 他にいかがでしょうか。

委員： 最近、特に感じるのは、町会において、昔は回覧がすごく良い役割をしたということです。昔は、回覧が一軒一軒回することで、地域の情報が流れていましたが、最近では、町会の先輩方がお亡くなりになるなどして、歯抜けみたいな形になり、なかなか回覧が回っていかないという事情があります。

今、要援護者の名簿の話がございましたが、それ以上に私は、回覧を回していく方がより情報が伝わりやすいのではないかと考えています。回覧は、一軒一軒回ることによって、どこに誰が住んでいるのかよく分かる構造になっています。非常に時間のかかる厄介なこともありますが、ぜひとも、皆さんで力を合わせて回覧の普及に励んでいただければと思います。

会長： その他、ご質問等ございますか。

委員： 資料6-4の取り組み方針⑩と⑫に関連しまして、会議体において、障害の関係団体が意外と少ないという現状があります。特に、目に見える障害者は分かりやすいので入っているのですが、知的や精神だとなかなか入りづらいところがあります。障害者の施設もいろいろとありますので、今後検討していただいて、災害時の支援の仕方を考えていただけたらありがたいなと思っております。よろしくをお願いします。

会長： 他にご意見、ご質問等ございますか。

委員： 資料6-4の4ページの移動支援について、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思っております。特に視覚障害者用のグーグルマップのようなものがソフトとして開発されて、それが利用できるになると良いと思っております。QRコードでルートが指示されるようになれば、視覚障害者にとっても良いですし、ベビーカーや高齢者の自転車、点字ブロックに引っ掛かり転倒するような事故も減ってくると思います。ぜひこれは積極的に進めていただきたいと思っております。

委員： 私は社会福祉事業の従事者という立ち位置で委員になっていまして、我々のところは障害分野の法人になりますが、社会福祉法人は区内にたくさんありまして、高齢、児童等も含めたいろいろな社会福祉法人がネットワークをつくったネットワーク会議というものがあります。社協が窓口となって、福祉なんでも相談窓口を開設しています。

これからもっと活動していかなければいけないと思っていますので、資料6-4の2ページ、取り組み方針⑧の今後の方向性のところに、地域のNPO法人や企業との連携とありますが、ぜひ社福とも連携して相談窓口を広げていければ良いなと思っております。よろしくをお願いします。

会長： 他にご意見等、いかがでしょうか。

委員： 資料6-4の4ページ目、取り組み方針⑫の情報アクセシビリティのところ、誰もが必要な情報にたどり着け、利用できる方策を検討するとありますが、そもそも、その使い方のところから分からないという方もいます。この計画を検討していた2019年度は、まだコロナがこんなに広がるなんて考えていなかったもので、こういった情報通信機器の利用方法を教えるということは想定していませんでしたが、それを使うための講座だとか、それを使うことによる地域プログラムの開発だとか、検討ではなくて、令和3年度から実施するように、より具体

的な内容を入れてもらえると良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 委員よりご指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、なかなか対面がかなわず、オンラインが中心になっているところもございますので、改めてできることからどんどん進めていきたいと考えています。

委員： 私がサポートしているご家庭の中には、外国人の方が多くいらっしゃいまして、例えば、シングルで妊婦さんとか、そういった方々も大変困っているのではないかと思います。対象が違うのかもしれませんが、困り具合は同じくらいなので、そういう方々に対するサポート、例えば後見人のような方がいるとか、災害時要援護者の名簿に入れていただくとか、そういったことができるのか疑問です。特に池袋、南大塚、北大塚はものすごく外国人の方が住んでいらっしゃって、若い方、ファミリーもいらっしゃいます。そういった方たちが何かのときに取り残されないような施策はあるのでしょうか。

事務局： まず、災害時要援護者名簿の登載についてですが、この名簿に登載する方は、例えば、高齢の方であれば介護保険の3以上ですとか、障害のある方ですと障害者手帳を持っていらっしゃる方で、避難がどうしてもご自身では難しいという方を対象にしています。妊婦さんですとか小さなお子さんについては、確かに災害が遭った場合どうするのかというお話がございますが、基本的には、どんな状況であったとしても、まずはお一人で避難ができないというような方を対象にして、名簿に登載させていただいています。その部分をご理解いただければと思っております。

なお、豊島区には外国人の方が非常に多くいらっしゃいます。外国人の方で、シングルで妊婦さん等々、そういう方につきましては所管の部署がございます。また、地域の方たちがいろいろな困り事について、相談に乗っていらっしゃることもあるかと思います。そういうところと関係部署が連携を取りながら支援ができればと思っているところでございます。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： 他にご意見、ご質問等、いかがでしょうか。

委員： 資料6-2の見方について、平均評価は2020年度、参考の前年度は2019年度、という認識でよろしいのでしょうか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： こちらに書かれているのは、令和2年度の平均評価でございますので、昨年度というのは、令和元年度になります。

会長： 前年度の評価をしているという形になりますので、赤枠の平均評価は令和2年度、参考の前年度は、令和元年度ということでございます。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

それで、黄色で塗りつぶされている、5段階評価の到達状況が低いところについては、地域保健福祉計画の中で、きちんと政策を立てていくということになるのかなと認識しています。あわせて、資料6-3の取り組み方針別平均評価のところ、施策の7の②が平均値よりかなり低くなっています。これは、客観的になぜこういう状況なのかということと、今後どうしていくのか、どのように計画に落とし込んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

会長： 資料6-4の黄色の塗りつぶし部分にも関わるかと思いますので、あわせてお願いします。

事務局： 災害時要援護者等への支援体制の整備については、先ほど、ご質問にあった名簿の件もございますが、災害が起きたときの避難先である福祉救援センターの整備等が問題になってきて

いるというところもございまして、支援体制の整備が若干薄いというところでの評価になってございます。

こちらにつきましては、先ほど、資料のご説明の中でもいたしました、保健福祉部内で連携しまして、対策チーム等々がございまして、名簿、組織、福祉救援センターの地域について、具体的な検討をしているところでございます。現在、このような表現になってございますが、今年度進めてございまして、来年度はこの数値がもう少し上がることを目指して、実際に取り組むというところでございます。

委員： 分かりました。この間、私たちも、例えば南池袋小学校で、そこの担当の職員や区の職員も含めて、いざというときはこういう状況で支援体制をつくるといった訓練にも参加をさせていただきましたが、率直に言って、職員体制の厳しさみたいなものを感じる部分があります。そのため、地域保健福祉計画だけでなく、区全体で関わっていかないと限界があるのではないかと改めて思っております。

もう一つだけ伺わせてください。もう一つは、民生委員・児童委員の欠員状況について、これはずっと続いていて、私たちも担当地域の名簿を頂くのですが、マイナス何人ということで、常に数字が出ています。この間、民生委員・児童委員が地元で本当にいろいろなお相談を受けていて、そういう中からこちらに相談が回ってくるということもありますが、赤ちゃんの問題、保育園の問題から、ご高齢の方の問題、住宅問題等を含めて物すごい状況があると認識しています。そういう点では、それぞれの地域で民生委員・児童委員がいる地域もあればない地域もあるというのは、区民との関係を考えてもどうなのかなと思います。どうして成り手が少ないのかという分析はどのようにされているのか、お聞かせください。

事務局： 民生委員・児童委員の欠員の問題というのは、非常に大きく受け止めています。成り手不足の理由の一つには、いろいろな案件を扱うということもございまして、非常に大変だというイメージをお持ちになられているということはあるかと思っております。こちらにつきましては、実は実際に候補者の方とお話しをさせていただきながら、全てご自身で抱えるのではなく、地域の民生委員・児童委員とも協力しながら活動できるということで、ご理解をいただきながら進めているというところでございます。

それから、大きなところとしましては、町会に加入していないマンション、また町会との交流が少ない場所というところもございまして、民生委員・児童委員は、町会長の推薦で委員になっていただくというところもございまして、町会活動にご参加いただけないと、いざというときに連携が組めない場合もございまして、そういうところも課題の一つなのかなと思っております。

ただ、昨年度、非常に多くの推薦があり、現在欠員が26名になりました。町会の地域の方にお任せするだけでなく、行政の方でもいろいろな方につてをたどりながら、お声がけをさせていただきお話をさせていただいている状況がございまして、引き続き協力をしていきたいと考えているところでございます。

委員： よく分かりました。大変ご苦労していただいていることもよく分かりました。民生委員・児童委員の制度そのものはもうかなり長いですね。戦前ぐらいからでしょうか。だから、今の生活実態からすると制度的にどうなのかという部分があります。もちろん身近な方のところでいろいろなお相談を受ける、それから身近な方が地域全体を見ながら活動していただけるということを否定するつもりは全くありませんけれども、今の新しい人間関係とかいろいろ

な状況の中で根本的にどういふことが必要なのかということを含めて、今後検討する必要があるのではないかと改めて思っていますので、よろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。確かに、いろいろなご意見があるかと思いますが、地域の中では包括支援センターやCSWも活躍していただいておりますけども、やはり地域の民生委員・児童委員というのは、本当に近くにいるからこそいろいろな相談ができるという方もいらっしゃいます。また、複合的に、重層的にいろいろなところに相談ができるという環境も必要なのかなと思っておりますので、この民生委員・児童委員の充足率の向上についても、引き続き、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

会長： 他にご意見等、ございますか。

委員： 豊島区全体の話になるのかもしれませんが、オンライン活用といったときに、豊島区が現状どういったレベル感なのかを教えていただけたらと思います。セキュリティの問題や庁舎内のWi-Fi等のネット環境など、いろいろ整備しなければいけないところはあると思いますが、どこまで整備されてきているのかお聞きしたいと思います。

例えば、小・中学校だとクロームブックの配付を豊島区はされていると思いますが、オンライン通話を自由に使うということが難しかったのか、もしくは豊島区と教育委員会でセキュリティレベルが違うのか分からないのですが、豊島区の事業で子供たちがクロームブックで作った資料を区の職員に共有することができなかったという事例があったので、どういったレベル感で今後どのように使えるようになっていくのか、お聞かせいただけるとありがたいなと思います。

委員： オンラインの状況については、管理職にはタブレットパソコンが全員に支給されていて、その中のスカイプを活用して、当初より、オンラインの打合せ等ができています。その後、各部局の会議室に少なくとも1か所は、オンライン活用ができるような配線をして、Zoomを入れたPCを貸し出すことによって、各部局でZoomの会議ができるようになっています。

また加えて、先ほどオンライン相談の話もありましたが、NTTのビデオトークを活用して、区民の専門相談、専門士業相談と、あとは自立支援の方で、オンライン相談ができるようになりました。今後は、オンライン手続き、オンライン相談、リモート会議等、さらに拡大していきたいと思ひます。

委員： ありがとうございます。

会長： 他にご意見等ないようでしたら、これで了承するというにしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長： ありがとうございます。

(6) 次期豊島区保健福祉審議会への申し送り事項の検討について

会長： それでは、最後に、議題の「(6) 次期豊島区保健福祉審議会への申し送り事項の検討について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： (資料7、参考の説明)

会長： 説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員： コロナ禍における地域保健福祉のあり方に関しまして、コロナ禍でいろいろ考えさせられたのは、豊島区には大病院がないということで、それが豊島区を住みやすいまちにするために

足りない部分ではないかと思いましたが。そのために、20年、30年計画になるか分かりませんが、大病院の誘致を考えると、そういうことが必要ではないかと思えます。近隣の北区、文京区、板橋区には、大病院があります。豊島区には大塚病院はありますが、緊急時の医療体制を考えたときに医療施設が足りないのではないかと最近思っています。今後の計画の中に、そういうものは入っていくことはできないか、その方向性について教えていただきたいと思えます。

池袋保健所長： 医療は一次医療圏、二次医療圏、三次医療圏とありまして、一次医療圏は区全体の医療圏、二次医療圏は、豊島区においては、区西北部の豊島区、練馬区、北区、板橋区の4区で構成されています。区内でコロナ患者を請負っている病院もありますが、区の中で全部やらなければいけないというわけではありません。基本的には、重症度に応じて、二次医療圏で収まるもの、東京都全体で考えなければいけないものが出てきます。そこら辺については、東京都全体で、今様々な検討を行っているところでございますので、区としても意見を言っていきたいと思えます。

委員： 例えば、今回いろいろなところで、一時野戦病院のようなものが地域で作られるというような話がありました。豊島区においては、防災公園、いわゆるイケ・サンパークが災害時の緊急避難場所となっていますが、そういうところに野戦病院のようなものを造るというようなシミュレーションは、コロナ禍でされたのでしょうか。

保健福祉部長： 今回のコロナの時期にそういった計画があったかということについては、特にそこまでの検討はございませんでした。ただ、東京都から、例えば豊島区内のこの地域にそういったものを造りたいというような話があれば、区として、どういう連携ができるのか、当然ながら考えるべきだと思っております。

会長： 他にご意見等がございましたらお願いします。

委員： 「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の重層的な支援体制の構築の支援」という参考資料の右下に、現行ではいろいろな縦割りの相談窓口がありますが、今後は属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を作っていくというような図が書かれています。これは、例えば今、区民ひろばにいるCSWが、よろず相談に乗ってくれたりしていますが、そういった形で、区民ひろば等に行けば、分野をまたぐ相談にまとめてのっただけたり、適切な機関につなげていただけたら、というイメージでよろしいでしょうか。そうだとしたら、すごくありがたいなと思っての発言です。よろしくをお願いします。

事務局： 委員のおっしゃるとおり、区民ひろばにCSWがおりますので、そこで幾つもの相談を受けた場合には、まずそこで受け止めて、CSWで解決できないことについては、所管につなげていくということでございます。これは、高齢者総合相談センターもしかり、4階のフロアでも同じようなことが言えます。既に豊島区は実施していますが、相談に来ていただいたら、たらい回しにせず、そこでしっかりと受け止めて、適切なおところにつなげていくというイメージで捉えていただければと思っております。

説明は以上でございます。

委員： ありがとうございます。すばらしいと思えました。

委員： 豊島区は外国人が23区では2番目に多いのですが、外国人に対する支援の計画というのは、豊島区にはほとんどないと思えます。ですから、申し送り事項の中にその辺も入れていただけないか、考えていただきたいと思えます。

それから、今、委員が重層的な支援体制に関してご発言されていましたが、属性・世代を問わない相談というのは、地域は地域で解決するというプラットフォームをつくるということだと思います。それに対し、行政はいわゆる縦割りではなくて、全てに対して支援していくということだと私は理解しているのですが、いかがでしょうか。

事務局： 外国人への支援につきましては、今後、検討させていただきたいと思っております。

また、重層的支援体制整備事業につきましては、こちらはまさに委員がおっしゃるとおり、行政だけで対応できるものではございません。地域の方々のご理解、ご協力というのが、非常に必要になってくるものでございます。地域と行政が一緒になって進めていきたいと考えています。これから、モデル事例等も上がってくると思いますので、そちらも参考にしながら、区でできることをしっかりと行い、また、地域にも発信させていただき、ご理解を賜りたいと思っております。

委員： 区民ひろばを拠点にして、LINE等で医療機関や包括等、いろいろなところとネットワークを組めば、基本的にはワンポイントで問題解決できるのではないかと考えています。ぜひ、区民ひろばを中心としたネットワークの構築を考えていただきたいなと思います。

会長： あわせて、私からも、その点意見を述べておきたいと思っております。住民の悩みや相談等、いわゆるニーズキャッチと言いますが、住民とファーストコンタクトをとるのは、民生委員・児童委員も当然そうですし、区民ひろばでCSWが中心に行うということもありますし、あるいは日常的には町会・自治会がやっている場合もあるかと思っております。そういった意味で、広く様々な人たちが関わるということが基本になっていまして、その中でいわゆる8050問題、ダブルケアの問題、社会的孤立の問題等、様々なニーズや、狭間にあるニーズがあるので、重層的な相談支援体制が必要だと理解しています。そして、それは単に個別の相談だけではなくて、どのような地域にしていっていいのかという、地域づくりのところまで継続して関わることが求められています。来年度以降、国がどのように予算づけしてくるかというところもございしますが、豊島区も具体的な検討に入っていくと理解しています。よろしく願います。

委員： 相談日を設けてあるので、この件についてはこの日に相談に来てくださいという体制では、私はよくないと思っています。困るときというのは日にちの指定ができないものです。ですから、困り事があったら、基本的に300メートル圏内に区民ひろばはあるわけですから、そこに行って相談して、相談内容によっては、別のところに連絡を取りましょうとか、その時点でアポイントを取って、またそこに相談に行くとか、そういう体制の組み方ができるのではないかと思います。基本的には、地域住民のサービスということで、考えていただけたらいいなと思います。

会長： 全くおっしゃるとおりだと思います。相談日に来てくださいという話ではなくて、こちらのほうから積極的にアウトリーチで赴いて受け止めていくという話になるかと思っておりますので、よろしく願います。

他にご意見等なければ、外国人の支援の問題については、検討させていただき、次回の審議会では、そこも含めて議論をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、本日予定されていた案件は以上になります。最後に、事務局より願います。

事務局： 本日は、いろいろと貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。幾つかご案内をさせていただきます。

1点目ですが、今後のスケジュールでございます。資料8をお取り出してください。資料の中ほど、令和3年度、第6回が本日の審議会でございます。第7回は、今期最後の審議会ということで、2月14日に開催し、次期審議会への申し送り事項の検討を行ったうえで、今期のまとめとして、区長宛てに答申を行います。

また、令和4年度以降ですが、次期計画改定に向けたスケジュール（案）を載せてございます。

2月14日の会議の開催通知、資料等については、会長に確認のうえ、開催日の1週間前には送付させていただきます。次回もどうぞよろしく願いいたします。

2点目でございます。時間の関係で、本日ご発言できなかったご意見、本日以降で何かお気づきの点がございましたら、事前送付資料に同封しております意見・質問票やその他、メモ、メールなど様式は問いませんので、11月15日月曜日までに、事務局へお寄せください。

最後、3点目でございます。資料9の、第5回の審議会後に、委員の皆様方から出された意見・質問の一覧については、時間の都合により、説明を省略しておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

会 長： それでは、以上で保健福祉審議会を閉会といたします。

提出された資料等	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第 豊島区保健福祉審議会 委員名簿</p> <p>資料1 第5回豊島区保健福祉審議会会議録</p> <p>資料2 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）及び豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に対するパブリックコメント結果について</p> <p>資料3 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）</p> <p>資料4 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）</p> <p>資料5 第6回保健福祉審議会（R3. 11. 1開催）事前送付資料における意見・質問一覧</p> <p>資料6-1 豊島区地域保健福祉計画 進捗管理の考え方について</p> <p>資料6-2 豊島区地域保健福祉計画における令和2年度評価（令和3年度実施）</p>
----------	--

	資料6-3 取り組み方針別平均評価
	資料6-4 取り組み方針にかかる主な課題と対応状況について
	参考資料1 豊島区基本計画（*）に係る施策貢献度評価と今後の事業の方向性による評価
	参考資料2 計画と「参考資料3」の整理
	参考資料3 豊島区地域保健福祉計画に関連する事業の令和2年度実施状況一覧
	資料7 次期豊島区保健福祉審議会への申し送り事項（素案）
	参考 重層的支援体制整備事業
	資料8 豊島区保健福祉審議会スケジュール（案）
	資料9 第5回豊島区保健福祉審議会（R3.7.16開催）における委員からの意見・質問一覧
	第6回保健福祉審議会に関する意見・質問票